

# 発注概要書

入札参加者は、令和5年7月7日付、大阪府公報に公告した寝屋川流域下水道外 管路管理業務委託(R5-1)(政府調達に関する協定関係)について、この公告のほか次の発注内容を確認すること。

また、「寝屋川流域下水道外 管路管理業務委託(R5-1)入札説明書」(以下「入札説明書」という。)、 「寝屋川流域下水道外 管路管理業務委託(R5-1)入札心得」(以下「入札心得」という。)の内容を遵守するとともに、契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札を行うこと。

令和5年7月7日

大阪府東部流域下水道事務所長 湯浅 泰則

**【重要】** 令和5年4月1日以降に大阪府が契約を行う全ての工事において、電子マニフェストの使用を義務化したので、「産業廃棄物の処理に関する特記仕様書」に基づき処理を行うこと。

なお、使用が確認できなかった場合、**入札参加停止措置** 及び **工事成績評定の減点**を実施するので、注意すること。

[https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34578/00384362/sampai\\_tokkisiyousyo.pdf](https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34578/00384362/sampai_tokkisiyousyo.pdf)

## 記

### 1 発注の内容

発注年度	令和5年度
委託業務の名称	寝屋川流域下水道外 管路管理業務委託(R5-1)
発注事務所	都市整備部 東部流域下水道事務所
履行場所	東大阪市川俣二丁目地内 外
履行期間	令和5年10月2日から令和10年3月31日まで
業務概要	管路管理業務 一式 統括管理、情報管理 一式 調査診断、修繕・改築設計 一式 巡視、点検、清掃浚渫 一式 修繕工事 一式
落札方式	一般競争入札(特定調達契約) 低入札価格調査制度(失格基準価格設定なし)
予定価格、低入札価格調査基準価格の公表	事後公表
支払い条件	前払金 契約金額の30%(1万円未満切り捨て)
	部分払 令和5年度 1回、令和6年度 1回、令和7年度 1回、令和8年度 1回、令和9年度 0回
	支払限度額割合 令和5年度 約18%、令和6年度 約21%、令和7年度 約22%、令和8年度約20%、令和9年度 約19%
議会の議決	対象外
契約不適合責任期間	契約書第37条の2第3項又は第4項に規定する引渡しの日から3年
必要な火災保険等	無し
建設リサイクル法	対象
職員数の現況調査	対象外
契約後VE	対象外
4週8休工事 (建設工事)	4週8休対象工事(発注者指定型) ※建設現場における4週8休(週休2日)の取組み 参照 <a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyokanri/giken/4syu8kyu_kouji.html">https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyokanri/giken/4syu8kyu_kouji.html</a>

## 2 発注スケジュール

入札説明書等交付	交 付	令和5年7月7日(金)から
予定価格の公表	公 表 時 期	本件開札後。ただし、再度の入札を行うときは、再度の入札の開札後。 東部流域下水道事務所ホームページにて公表 URL <a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/tobugesui/kanro-kanri/index.html">https://www.pref.osaka.lg.jp/tobugesui/kanro-kanri/index.html</a>
低入札価格調査基準価格の公表	公 表 時 期	落札者決定の日
入札説明書等に対する質問及び回答	質 問 期 間	令和5年7月7日(金)午前10時から同年7月21日(金)午後5時まで
	提 出 方 法	様式集の「入札説明書等に対する質問書」にて電子メールにより送信する。 送信先 tobugesui-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp
	最終回答日	令和5年7月26日(水)
入札参加申請	申 請 期 間	令和5年7月7日(金)から同年8月1日(火)の午前10時から午後5時まで(休日及び午後0時15分から午後1時までの間を除く。) 提出先は、「【提出書類一覧表】4. 書類提出先(1)」に示す「提出先」です。
理由請求 (参加資格無し)	請 求 期 限	『入札参加資格確認書(理由書)』に記載されています。
設計図書等の交付	交 付	令和5年7月7日(金)午前10時から同年8月22日(火)午後5時まで 設計図書等は東部流域下水道事務所ホームページ上で交付 URL <a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/tobugesui/kanro-kanri/index.html">https://www.pref.osaka.lg.jp/tobugesui/kanro-kanri/index.html</a>
設計図書等に対する質問及び回答	質 問 期 間	令和5年7月7日(金)午前10時から同年8月4日(金)午後5時まで
	提 出 方 法	様式集の「設計図書等に対する質問書」にて電子メールにより送信する。 送信先 tobugesui-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp
	最終回答日	令和5年8月9日(水)
入札書等の提出及び開札	提 出 期 間	令和5年8月21日(月)午前10時から同年8月22日(火)午後5時までに必着のこと。 ※提出方法は郵送(提出日(配達日)を指定でき、かつ、書留郵便等により配達記録が残る方法に限る。)のみとする。電送によるものは受け付けない。
	提 出 先	提出先は「【提出書類一覧表】4. 書類提出先(1)」に示す提出先です。
	開 札 日 時	令和5年8月23日(水)午前10時
委託費内訳書及び低入札調査意向確認書の提出	提 出 期 間	令和5年8月21日(月)午前10時から同年8月22日(火)午後5時までに必着のこと。 ※提出方法は郵送(提出日(配達日)を指定でき、かつ、書留郵便等により配達記録が残る方法に限る。)のみとする。電送によるものは受け付けない。
	提 出 先	提出先は「【提出書類一覧表】4. 書類提出先(1)」に示す提出先です。
予定価格(設計金額)に対する質疑及び回答	質 疑 期 間	予定価格を公表した時刻から予定価格を公表した日の翌々日の午後5時まで(休日を除く。)
	質 疑 方 法 等	様式集の「予定価格(設計金額)に対する質問書」にて電子メールにより送信する。 送信先 tobugesui-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp
	最終回答日	原則、質疑期間の終了日の翌々日(休日を除く。)
入札結果の公表	公 表 時 期	入札結果の公表は落札者決定後に行います。 ※電話などによる入札結果の問合せには一切お答えできません。
落札候補者の提出書類	提 出 期 限	落札候補者のみ大阪府東部流域下水道事務所から落札候補者である旨の連絡を受けた日の翌日午後5時まで(休日を除く。) 提出先は、「【提出書類一覧表】4. 書類提出先(2)」に示す「提出先」です。

※「休日」とは、大阪府の休日に関する条例(平成元年大阪府条例第2号)第2条第1項に規定する府の休日をいう。

### ※【再度の入札等にかかる注意点】

・当初の開札で予定価格等の制限の範囲内での応札がない場合、直ちに再度の入札を行い、入札書(再度入札用)を開札します。

予定価格等の制限の範囲内での応札とは、入札額が予定価格以下であるものをいう。

・再度の入札は一回限りとします。

### 3 入札参加資格(共通)

入札参加者は下記項目をすべて満たしていること。

入札説明書で示す参加資格		すべて満たしていること。
	単体の場合	<p>次の条件をすべて満たすこと。 登録業種は次のとおりとする。</p> <p>①建設コンサルタント業務 令和5・6・7年度大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名簿のうち、「建設コンサルタント(下水道)」の登録をされている者であること。又は、国土交通省の建設コンサルタント登録規程に基づく「下水道部門」の登録をされている者であること。</p> <p>②委託役務業務 令和4・5・6年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿のうち、「廃棄物処理(収集・運搬)(種目コード061)」に登録されている者であること。</p> <p>③建設工事 建設業法(昭和24年法律第100号)別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類のうち土木一式工事(以下「土木一式工事」という。)について、令和3・4・5年度大阪府建設工事一般競争入札(特定調達契約)参加資格登録者名簿に登録をされている者であること。</p> <p>②、③の登録業種の登録者名簿に登録をされていない者は、「7. 入札参加資格に掲げる登録業種に登録がない場合」で示すとおり、資格登録の手续及び資格登録に必要な添付書類の提出を行った上、「2 発注スケジュール」に定める申請期間内に入札参加申請することができる。</p>
入札参加者の構成	異業種共同企業体の場合	<p>異業種共同企業体の結成に当たっては、次の条件をすべて満たすこと。</p> <p>(1) 構成員は、単体企業であること。なお、構成員数は問わない。</p> <p>(2) 構成員は、本業務の入札に単体企業として参加する者ではないこと。</p> <p>(3) 構成員は、本業務に他の異業種共同企業体の構成員として参加する者ではないこと。</p> <p>(4) 経営形態は、分担施工方式によるものであること。</p> <p>(5) 異業種共同企業体の代表者は、建設コンサルタント業務のうち「統括管理業務」を実施する者に限る。</p> <p>(6) 登録業種は次のとおりとする。</p> <p>①建設コンサルタント業務を担当する者 令和5・6・7年度大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名簿のうち、「建設コンサルタント(下水道)」の登録をされている者であること。又は、国土交通省の建設コンサルタント登録規程に基づく「下水道部門」の登録をされている者であること。</p> <p>②委託役務業務を担当する者 令和4・5・6年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿のうち、「廃棄物処理(収集・運搬)(種目コード061)」に登録されている者であること。</p> <p>③建設工事を担当する者 建設業法別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類のうち土木一式工事(以下「土木一式工事」という。)について、令和3・4・5年度大阪府建設工事一般競争入札(特定調達契約)参加資格登録者名簿に登録をされている者であること。</p> <p>②、③の登録業種の登録者名簿に登録をされていない者は、「7. 入札参加</p>

		資格に掲げる登録業種に登録がない場合」で示す方法により、資格登録の手続及び資格登録に必要な添付書類の提出を行った上、「2 発注スケジュール」に定める申請期間内に入札参加申請することができる。
異業種共同企業体の構成員が参加資格を喪失した場合の取扱い	(1) 入札参加申請を行ったときから開札日時までの間に、異業種共同企業体の代表者が入札参加資格要件を欠くことになった場合、その異業種共同企業体の入札参加は認めない。 (2) 入札参加申請を行ったときから開札日時までの間に、異業種共同企業体の代表者以外の構成員が入札参加資格要件を欠くことになった場合、残余の構成員での入札を認める。この場合において、残余の構成員による一般競争入札参加申込書を開札日に提出すること。ただし、「3 入札参加資格(共通)、4 入札参加資格(建設コンサルタント業務)、5 入札参加資格(委託役務業務)及び6 入札参加資格(建設工事)」に定める参加資格をすべて満たしている場合に限る。	

#### 4 入札参加資格(建設コンサルタント業務)

入札参加者のうち、建設コンサルタント業務を実施する企業は下記項目をすべて満たしていること。

なお、業務実績及び配置技術者については、担当する業務に関する項目を満たしていること。

業務実績	統括管理業務	<p>平成25年4月1日から入札参加申請期限までに、元請として完成・引渡が完了した次の要件を満たす業務において、業務実績を有する者であること。なお、共同企業体として実績を有する場合は、本件で求めている業務実績と同一の業務を担当した場合に限る。</p> <p>・下水道法(昭和33年法律第79号)に基づく排水管又は排水渠の包括管理業務(※)</p> <p>※①建設コンサルタント業務(点検・修繕計画策定、調査診断、修繕・改築設計のいずれか)、②委託役務業務(巡視、点検、清掃のいずれか)、③建設工事(修繕工事、改築工事のいずれか)を包括的に実施する民間委託業務であり、①、②、③のそれぞれを含む業務とする。</p>
	調査診断業務	<p>平成25年4月1日から入札参加申請期限までに、元請として完成・引渡が完了した次の要件を満たす業務において、業務実績を有する者であること。なお、共同企業体として実績を有する場合は、本件で求めている業務実績と同一の業務を担当した場合に限る。</p> <p>・内径800mm以上の下水道法に基づく排水管又は排水渠のテレビカメラによる劣化調査及び診断業務(同一発注案件業務に限る)。</p>
	修繕・改築設計業務	<p>平成25年4月1日から入札参加申請期限までに、元請として完成・引渡が完了した次の要件を満たす業務において、業務実績を有する者であること。なお、共同企業体として実績を有する場合は、本件で求めている業務実績と同一の業務を担当した場合に限る。</p> <p>・内径800mm以上の下水道法に基づく排水管又は排水渠の改築(改良)実施設計業務(更生工法によるものに限る)。</p>

<p>配置技術者</p>	<p>統括責任者 (統括管理業務)</p>	<p><b>1. 資格</b> 以下のいずれかの資格を有する者を、統括責任者として配置できる者であること。 なお、統括責任者は、管理技術者、照査技術者及び監理技術者等を兼ねることができない。</p> <p>(1)技術士(上下水道部門(選択科目が「下水道」に限る。))又は総合技術監理部門(選択科目が「上下水道-下水道」に限る。))の資格を有し、技術士法による登録を行っている者 (2)シビルコンサルティングマネージャ[RCCM](登録部門が「下水道」に限る。)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者 (3)建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第717号)により技術管理者として国土交通大臣に認定された者(登録部門が「下水道」に限る。)</p> <p><b>2. 業務実績等</b> 平成25年4月1日から入札参加申請期限までに、元請として完成・引渡が完了した次の要件を満たす業務において、業務実績を有する者であること。なお、共同企業体として実績を有する場合は、本件で求めている業務実績と同一の業務を担当した場合に限る。</p> <p>・下水道法に基づく排水管又は排水渠の包括管理業務(※) ※①建設コンサルタント業務(点検・修繕計画策定、調査診断、修繕・改築設計のいずれか)、②委託役務業務(巡視、点検、清掃のいずれか)、③建設工事(修繕工事、改築工事のいずれか)を包括的に実施する民間委託業務であり、①、②、③のそれぞれを含む業務とする。</p> <p><b>3. 雇用形態</b> 入札参加申請の時点において直接的な雇用関係(※)がある者であること。 (※)直接的な雇用関係とは、配置技術者とその所属する企業との間に第三者の介在する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働時間、雇用、権利構成)が存在することをいう。</p>
	<p>管理技術者 (調査診断業務)</p>	<p><b>1. 資格</b> 以下のいずれかの資格を有する者を、管理技術者として配置できる者であること。</p> <p>(1)技術士(上下水道部門(選択科目が「下水道」に限る。))又は総合技術監理部門(選択科目が「上下水道-下水道」に限る。))の資格を有し、技術士法による登録を行っている者 (2)シビルコンサルティングマネージャ[RCCM](登録部門が「下水道」に限る。)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者 (3)建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第717号)により技術管理者として国土交通大臣に認定された者(登録部門が「下水道」に限る。)</p> <p><b>2. 雇用形態</b> 入札参加申請の時点において直接的な雇用関係(※)がある者であること。 (※)直接的な雇用関係とは、配置技術者とその所属する企業との間に第三者の介在する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働時間、雇用、権利構成)が存在することをいう。</p>

	<p>管理技術者及び照査技術者 (修繕・改築設計業務)</p>	<p><b>1. 資格</b> 以下のいずれかの資格を有する者を、管理技術者及び照査技術者として配置できる者であること。 なお、管理技術者と照査技術者は兼ねることができない。</p> <p>(1)技術士(上下水道部門(選択科目が「下水道」に限る。))又は総合技術監理部門(選択科目が「上下水道-下水道」に限る。))の資格を有し、技術士法による登録を行っている者 (2)シビルコンサルティングマネージャ[RCCM](登録部門が「下水道」に限る。))の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者 (3)建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第717号)により技術管理者として国土交通大臣に認定された者(登録部門が「下水道」に限る。))</p> <p><b>2. 雇用形態</b> 入札参加申請の時点において直接的な雇用関係(※)がある者であること。</p> <p>(※)直接的な雇用関係とは、配置技術者とその所属する企業との間に第三者の介在する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働時間、雇用、権利構成)が存在することをいう。</p>
--	-------------------------------------	---

## 5 入札参加資格(委託役務業務)

入札参加者のうち、委託役務業務を実施する企業は下記項目をすべて満たしていること。

<p>履行実績等</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物の収集運搬業について、次の(ア)から(ウ)を満たす許可を有するものであること。</p> <p>(ア)積み込む場所及び積み下ろす場所を含む区域を管轄する都道府県知事(又は政令市長※)の<b>産業廃棄物収集運搬業の許可</b></p> <p>(イ)上記(ア)の許可証において、廃掃法第2条第4項第1号に規定する産業廃棄物のうち、次に掲げる種類が明記されていること ・<b>汚泥</b></p> <p>(ウ)公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの電子マニフェストシステム「JWNET」へ収集運搬業者として加入していること。 ※政令市長とは、廃掃法施行令第27条第1項に規定する市長のことをいう。</p>
<p>配置技術者</p>	<p>以下の者を、管理技術者として配置できる者であること。 ・入札参加申請の時点において直接的な雇用関係(※)がある者であること。</p> <p>(※)直接的な雇用関係とは、配置技術者とその所属する企業との間に第三者の介在する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働時間、雇用、権利構成)が存在することをいう。</p>

## 6 入札参加資格(建設工事)

入札参加者のうち、建設工事を実施する企業は下記項目をすべて満たしていること。

<p>建設業法の業種及び許可の種類</p>	<p>「土木一式工事」及び「とび・土工・コンクリート工事」について、建設業法に基づく「特定建設業」の許可を有していること。</p>
<p>経営事項審査の審査基準日及び総合評定値</p>	<p>土木一式工事について、次の(ア)及び(イ)に該当する者であること。</p> <p>(ア) 建設業法第27条の23の規定による経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)の審査基準日が令和4年1月23日以後の日である経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し又は当該要件を満たす経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を契約締結日までに受ける見込みを確認することができる書類を落札候補者となった際に提出することができる者 (イ) 開札日における経営事項審査の結果の総合評定値(以下「経営事項審査点数」という。)が1,000点以上である者</p>

<p>社会保険</p>	<p>公告の日までに、雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。</p> <p>ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。なお、異業種共同企業体にあつては、すべての構成員について、本要件を満たす者であること。</p>
<p>施工実績等</p>	<p>平成25年4月1日から入札参加申請期限までに、元請として完成・引渡が完了した次の要件を満たす工事を履行した実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績にあつては、出資比率が20パーセント以上のものに限る。</p> <p>・内径800mm以上の下水道法に基づく排水管又は排水渠内において、止水を目的としたコンクリート構造物の補修工事又は管きよ更生工法による工事。</p>
<p>配置技術者</p>	<p>次に掲げる基準を全て満たす監理技術者を当該工事に専任で配置することができる者であること。ただし、現在、他の工事に従事している場合にあつては、履行開始の日から10日以内に当該工事に配置することができる見込みであること。</p> <p>※建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)を配置する場合は、監理技術者を補佐する者(監理技術者補佐)を配置すること。</p> <p>ア 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(ア) 1級建設機械施工管理技士(ただし、令和3年3月31日までの資格取得者は1級建設機械施工技士)の資格を有する者</p> <p>(イ) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士のうち、その登録を受けた技術部門が建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの又は「農業土木」、「農業農村工学」、「森林土木」若しくは「水産土木」とするものに限る。)である者</p> <p>(ウ) (ア)又は(イ)に掲げる者と同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者</p> <p>イ 監理技術者資格者証を有し、かつ、入札参加申請の時点において直接的な雇用関係(※)が3ヶ月以上ある者であること。</p> <p>(※)直接的な雇用関係とは、配置技術者とその所属する企業との間に第三者の介在する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働時間、雇用、権利構成)が存在することをいう。</p>

## 7. 入札参加資格に掲げる登録業種に登録がない場合

<p>(入札参加資格)に掲げる登録業種に登録がない場合)</p> <p>②大阪府建設工事一般競争入札(特定調達契約)参加資格登録者名簿</p> <p>③大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿</p> <p>への</p> <p>新規又は追加の登録申請</p>	<p>申請期限</p> <p>申請方法</p>	<p>令和5年7月18日(火)午後4時まで</p> <p>なお、添付書類は、同日午後4時までに必着とする。</p> <p>大阪府電子申請システム(<a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/index.html">https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/index.html</a> 以下「システム」という。)により、下記アからウのとおり資格登録の手続きを行ってください。</p> <p>ア 資格審査に関する添付書類の提出場所及び問い合わせ先 〒540-8570 大阪市中央区大手前二丁目 大阪府総務部契約局総務委託物品課 総務・資格審査グループ (TEL(06)6944-6644)</p> <p>イ 申請の方法 (ア) システムにおいて、必要な事項を入力し、送信する。 (イ) 添付書類は、郵送又は持参する。</p> <p>ウ その他 詳細は、システムの説明による。</p>
--	-------------------------	--

## 8. 低入札価格調査の「失格」となる基準について

○失格となる判断基準	
低入札価格調査において、下記事項に該当する場合は「失格」となります。	
形式審査について	①低入札価格調査資料(添付資料を含む。)が、すべて整っていない。 《注意事項:資料受付時に、ページ数と合計枚数の確認を行う。欠落が無いように提出前に十分確認すること。》
調査の協力について	①ヒアリングに応じない。 ②調査時に、不誠実な言動がある。 (回答済みの内容が変更される場合も含む。)
設計数量について	①設計図書、仕様書で定める数量を満足していない。
積算内容について	①入札価格の内訳書と入札価格が一致していない。 ②入札価格の内訳書と明細書が一致していない。 ③金額が一括計上されているため、内容が確認できない。 ④積算内訳が正しく記載されていない。 イ. 委託費内訳書及び入札価格の内訳書の合計額が一致していない。 ロ. 総合評価落札方式(技術提案型)の場合、その内容が内訳書に正しく反映されていない。 ⑤一般管理費等について、「低入札価格調査の調査内容」で規定している内容を満たしていない。 ⑥自社技術者の雇用関係が確認できない。 ⑦算出方法についての的確に説明できない。
法令違反について	①法令違反と認められる。
第三者照査について	①第三者による照査等を実施する者の確約書が提出できない。 ②確約書を提出した第三者による照査等を実施する者が、大阪府都市整備部(住宅建築局を除く。)低入札価格調査制度実施要領(測量・建設コンサルタント版)第11の要件を満たしていない。
その他	①「低入札価格調査の調査内容」で規定している条件を満足していない。又は確認できない。

## 9. 担当課

	担当課	担当業務
入札契約担当	〒577-0063 東大阪市川俣2丁目1番1号 大阪府東部流域下水道事務所 電話番号 06-6784-3721	入札執行及び契約関係 発注概要書等に関する質問関係
業務担当		「契約書一式」及び「落札候補者の提出書類」の提出、支払い関係並びに業務履行及び施工監理関係等 設計図書等に対する質問関係 予定価格(設計金額)に対する質疑の提出
入札参加資格登録	大阪府総務部契約局総務委託物品課 総務・資格審査グループ 電話番号 06-6944-6429	特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格登録関係

電話などによる本案件に対する入札参加資格及び設計図書等に関する質問については一切お答えできません。設計図書等に関する質問については、「2発注スケジュール」に示す質問期間内に電子メールにより質問を行ってください。

【 交付書類一覧表 】

	書類名称	交付方法	ファイル形式
入札説明書等	①発注概要書		
	②入札説明書		
	③入札心得		
	④一般競争入札参加申込書		
	⑤配布書類 ・配置技術者調書 ・監理技術者等の専任性の確認調書 ・業務及び施工実績調書 ・社会保険等に関する誓約書 ・特例監理技術者の配置に関する届出書 ・配置技術者名簿(監理技術者補佐)		
	⑥異業種共同企業体協定書等一式		
	⑦誓約書		
設計図書等	①契約関係書類 ・契約書(案) ・経営事項審査と入札参加資格について ・口座情報の登録について ・大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則の施行に伴う事業者からの「誓約書」の提出について ・ハートフル条例に基づく障がい者雇用状況報告の提出について	ホームページからダウンロード	Microsoft Word形式  又は  Microsoft Excel形式  又は  Adobe Acrobat PDF形式
	②設計図書類(業務内容により異なります) ・設計書(表紙) ・数量総括表 ・特記仕様書 ・委託箇所図 ・図面		
	③見積参考資料等 ・表紙 ・積算条件明示事項、 ・積算書 ・参考図		
	④委託費内訳書(※再度入札用を含む) ・全体・建コン業務 ・建設コン調査業務 ・委託役務業務 ・建設工事		
	⑤低入札価格調査制度に係る調査資料 ・低入札価格調査の内容 ・様式		
	⑥低入札価格調査意向確認書		
様式集			

※見積参考資料は、あくまでも入札参加業者の適正・迅速な見積りに供するため、参考に示した一資料に

すぎず、何ら契約上の拘束力を生じるものではありません。このため、施工方法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、設計図書に特別な定めがなければ受注者がその責任において定めるものとします。工事の実施に当たってはこの趣旨を十分理解し、事故発生等を招かないよう、その防止措置に留意して下さい。

【 提出書類一覧表 】

1. 入札参加申請時に提出するもの

書類等名称	備考
一般競争入札参加申込書	
異業種共同企業体予定調書	異業種共同企業体の場合
最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)	必ず提出してください。

2. 入札時に提出するもの

書類等名称	備考
入札書	
委託費内訳書	
低入札価格調査意向確認書	必ず提出してください。

3. 落札候補者の提出書類

書類名称	備考
配置技術者調書	<p>統括責任者(総括管理業務)</p> <p>管理技術者及び照査技術者(建設コンサルタント業務)</p> <p>管理技術者(委託役務業務)</p> <p>監理技術者(建設工事)</p>
配置技術者の照合が可能な書類(写し)	<p>(1) 資格を確認する書類 発注概要書を参照の上、以下の配置技術者に関する書類を提出すること。</p> <p>① 総括責任者(統括管理業務)</p> <p>② 管理技術者(建設コンサルタント業務)</p> <p>③ 照査技術者(建設コンサルタント業務) 技術士の場合「技術士登録等証明書」 RCCMの場合「RCCM登録証」 認定技術管理者の場合「技術管理者認定通知書」</p> <p>④ 監理技術者(建設工事) 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証</p> <p>⑤ 監理技術者補佐(建設業法第26条第3項ただし書に規定する者)の場合 監理技術者資格を有する証 一級施工管理技士補は、上記④又は主任技術者資格を有する証(実務経験によるものは経歴書)に加え、一級第一次試験合格証明書</p> <p>※建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。</p> <p>(2) 雇用関係を確認する書類 健康保険被保険者証等 ※監理技術者資格者証で雇用関係が確認できる場合は提出不要です。 ※健康保険被保険者証等とは、健康保険被保険者証のほか健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書のうちいずれかの書類とします。 ※健康保険被保険者証等の提出の際には、以下の項目に該当するものについてマスキングを施してください。</p>

	<table border="1"> <thead> <tr> <th>書類</th> <th>マスキング項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康保険被保険者証</td> <td>・ 保険者番号 ・ 被保険者等記号・番号</td> </tr> <tr> <td>健康保険・厚生年金被保険者 標準報酬決定通知書</td> <td>・ 被保険者整理番号 ・ 基礎年金番号</td> </tr> </tbody> </table> <p>※健康保険被保険者証等にQRコードがある場合について、そのQRコードを読み取ると保険者番号等がわかるものについても、同様にマスキングを施してください。 ※すべての配置技術者について必要です。</p>	書類	マスキング項目	健康保険被保険者証	・ 保険者番号 ・ 被保険者等記号・番号	健康保険・厚生年金被保険者 標準報酬決定通知書	・ 被保険者整理番号 ・ 基礎年金番号
書類	マスキング項目						
健康保険被保険者証	・ 保険者番号 ・ 被保険者等記号・番号						
健康保険・厚生年金被保険者 標準報酬決定通知書	・ 被保険者整理番号 ・ 基礎年金番号						
監理技術者等の専任性の確認調査	別紙様式						
専任技術者等の確認ができる書類 (写し)	建設業許可の申請・変更等の届出時の下記書類 ・ 「経營業務の管理責任者証明書（様式第7号）」の副本 ・ 「専任技術者一覧表（様式第1号別紙4）」の副本 直近の届出が平成27年3月31日以前の場合は、「専任技術者証明書（様式第8号（1）又は（2）」の副本						
業務及び施工実績調査	別紙様式 ・ 統括管理業務（建設コンサルタント業務） ・ 調査診断業務（建設コンサルタント業務） ・ 修繕・改築設計業務（建設コンサルタント業務） ・ 修繕工事（建設工事）						
履行実績を確認できる書類(写し) (建設コンサルタント業務)	テクリス登録証 ただし、テクリス登録証の内容で履行内容が確認できない場合、契約書の写し及び設計図書、仕様書、完了検査合格通知書、契約履行証明書等を添付してください。 なお、共同企業体として実績を有する場合は、本件で求めている業務実績と同内容の業務を担当したことがわかる資料(共同企業体協定書等)を提出してください。						
許認可証等(写し) (委託役務業務)	産業廃棄物収集運搬業許可証の写し ・大阪府知事又は政令市長の許可  電子マニフェストの加入証の写し(ただし、加入証発行日が開札日以降のもの)						
施工実績を確認できる書類(写し) (建設工事)	コリンズ登録証 ただし、コリンズ登録証の内容で施工内容が確認できない場合、契約書、設計書、図面、特記仕様書等						
異業種共同企業体協定書(写し)	異業種共同企業体の場合						
委任状	異業種共同企業体結成等に際して本店から支店等に委任する場合						
異業種共同企業体使用印鑑届	異業種共同企業体の場合 (代表構成員が代表取締役の場合と受任者の場合では、様式が異なりますのでご注意ください)						
最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)	必ず提出してください。						
社会保険等に関する誓約書	必ず提出してください。						
誓約書	必ず提出してください。						
低入札価格調査制度に係る調査資料	低入札価格調査基準価格未満の価格で入札を行った場合 ※作成にあたっては、発注概要書の「8 低入札価格調査の「失格」となる基準について」を参照のこと。 ※指定した日時までに、調査資料を提出しない者及び調査資料のすべてが整っていなかった者は失格となりますので、注意してください。						

4. 書類提出先

(1) 入札参加者が提出するもの

「発注概要書」の「2 発注スケジュール」に示す期間に必着となるよう、下記宛先に提出してください。

提出先	<p>大阪府東部流域下水道事務所 所在地:〒577-0063 大阪府東大阪市川俣二丁目1番1号 電話番号:06-6784-3721</p> <p>ア 入札参加申請書の提出について 持参又は郵送にて提出をしてください。 ※郵送の場合は、書留郵便等により配達記録が残る方法を用いてください。</p> <p>封筒には『入札参加申込書等在中』と記載し、「業務名称」、「入札参加者名(異業種共同企業体の場合は、名称及び代表企業名)」、「担当者名」を明記して下さい。</p> <p>イ 入札書の提出について 郵送にて提出をしてください。 ※提出日(配達日)が指定できる方法、かつ、書留郵便等の配達記録が残る方法に限ります。</p> <p>封筒には『入札書等在中』と記載し、「業務名称」、「入札参加者名(異業種共同企業体の場合は名称及び代表企業名)」、「担当者名」を明記して下さい。</p>
-----	--

(2) 落札候補者の提出書類

大阪府東部流域下水道事務所から落札候補者である旨の連絡を受けた日の翌日(休日を除く。)の午後5時までに、下記提出先に持参してください。

なお、指定した日時までに提出しない者の入札は無効となりますので、注意してください。

提出先	<p>大阪府東部流域下水道事務所 所在地:〒577-0063 大阪府東大阪市川俣二丁目1番1号 電話番号:06-6784-3721</p>
-----	---

入札参加資格登録をされている皆様へ

## 入札契約制度等に関するお知らせ

本入札に関係する各種お知らせを以下に示しますので、下記リンクより確認してください。

- ・大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則の施行に伴う事業者からの「誓約書」の提出について(R2.12) [\(表示\)](#)
- ・大阪府発注の公共工事等からの暴力団排除の取組強化について(R3.12) [\(表示\)](#)
- ・下請契約・資材調達等における府内業者への配慮について(H20.11) [\(表示\)](#)
- ・労働関係法令の遵守(R4.10) [\(表示\)](#)
- ・建設工事における社会保険等未加入対策の取組強化について(H29.11) [\(表示\)](#)
- ・社会保険等未加入対策の取組強化にかかる具体的な手続きについて(R3.3) [\(表示\)](#)
- ・建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける特例監理技術者及び監理技術者補佐に関する取扱いについて(R3.3) [\(表示\)](#)
- ・予定価格に含まれる法定福利費概算額について(R4.5) [\(表示\)](#)
- ・「建設業法施行令の一部を改正する政令」について(R4.12) [\(表示\)](#)
- ・特定建設業許可等の入札参加資格要件について(R4.12) [\(表示\)](#)
- ・府発注工事における電子マニフェスト使用の義務化について(R4.12) [\(表示\)](#)